

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（平成24年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	4.1E-1				2.3E+2		1.1E+3	1,299.4
2	アクリルアミド							5.0E-1	0.5
3	アクリル酸エチル							1.2E+3	1,158.9
4	アクリル酸及びその水溶性塩	8.9E+1						2.0E+1	108.7
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.2E+3	1,158.7
6	アクリル酸2- ヒドロキシエチル								
7	アクリル酸n-ブチル	3.8E+1						5.9E-1	39.0
8	アクリル酸メチル							1.2E+3	1,158.7
9	アクリロニトリル							1.0E+3	1,007.6
10	アクロレイン		1.5E+4					3.4E+3	18,490.8
11	アジ化ナトリウム	1.0E+0							1.0
12	アセトアルデヒド		8.5E+4					1.9E+4	103,927.0
13	アセトニトリル	5.6E+2						4.7E+3	5,304.4
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル							1.9E+0	1.9
17	o-アニシジン								
18	アニリン							4.6E+2	460.0
20	2-アミノエタノール	8.4E+1			7.4E+4			8.6E+4	159,390.6
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					1.0E+3	9.1E+1		1,135.6
23	p-アミノフェノール							2.4E+0	2.4
24	m-アミノフェノール							2.6E+0	2.6
25	メトリブジン					1.1E+1			10.5
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							6.0E+0	6.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る)	3.9E+3			4.5E+5			1.4E+5	588,028.5
31	アンチモン及びその化合物	3.5E+0						2.8E+2	280.1
33	石綿		6.1E-1						0.6
34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート								
36	イソブレン							2.8E+4	28,284.3
37	ビスフェノールA	4.0E+1						8.3E+0	48.3
40	ピフェナゼート					1.8E+2			180.0
41	フルトラニル					9.8E+2			981.0
46	キザロホップエチル								
47	ブタミホス					1.8E+3			1,789.0
48	E P N					1.8E+3			1,755.0
49	ペンディメタリン					3.3E+3			3,260.2
50	モリネート					2.0E+3			1,978.0
51	2-エチルヘキササン酸							1.3E-2	0.0
52	アラニカルブ					2.4E+2			240.0
53	エチルベンゼン	2.7E+5	1.7E+5	1.2E+5				2.6E+4	578,927.8
54	ホスチアゼート					2.5E+3			2,506.5
56	エチレンオキシド	1.7E+3						1.2E+3	2,853.0
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	3.0E+3		3.6E+2				2.3E+2	3,545.5
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1.1E+2						7.4E+1	188.5
59	エチレンジアミン							1.3E+3	1,278.6
60	エチレンジアミン四酢酸	1.3E+2			5.3E+2			2.7E+3	3,368.7
61	マンネブ					7.5E+1			75.0
62	マンコゼブ					6.0E+3			5,975.5
63	ジクアドジプロミド					5.0E+3			5,028.5
64	エトフェンブロックス					2.3E+3	2.5E+2		2,600.0
69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテ								
70	エマメクチン安息香酸塩					5.6E+1			56.2
71	塩化第二鉄	1.3E-1							0.1

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
73	1-オクタノール							7.7E-1	0.8
75	カドミウム及びその化合物							5.1E-3	0.0
76	ϵ -カプロラクタム							1.5E-1	0.2
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	3.6E+5	6.4E+5	1.7E+5				3.7E+4	1,201,249.1
81	キノリン							4.6E+1	45.8
82	銀及びその水溶性化合物	5.2E+0						7.9E+1	84.1
83	クメン	7.3E+2						1.4E+2	865.4
84	グリオキサール							2.7E+0	2.7
85	グルタルアルデヒド	1.1E+2						5.3E+3	5,367.5
86	クレゾール							3.1E+2	307.7
87	クロム及び3価クロム化合物	6.2E+0						2.1E+1	27.6
88	6価クロム化合物	1.3E+1		2.4E+2					256.2
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					1.3E+2			125.9
91	シアナジン					1.1E+3			1,083.5
92	トルフェンピラド					5.3E+2			525.0
93	メトラクロール					6.5E+2			647.7
94	塩化ビニル								
95	フルアジナム					8.9E+2			891.0
96	ジフェノコナゾール					1.3E+2			128.4
98	クロロ酢酸							2.2E-2	0.0
99	クロロ酢酸エチル								
100	プレチクロール					7.0E+3			7,016.0
101	アラクロール					1.2E+3			1,161.0
103	HCFC-142b							4.4E+4	43,715.9
104	HCFC-22							5.0E+5	498,306.1
108	メコプロップ					4.4E+3			4,384.8
113	シマジン					1.8E+3			1,823.0
114	インダノファン					7.9E+1			79.3
115	フェントラザミド					2.1E+3			2,051.5
116	ヘキシチアゾクス					2.0E+1			20.0
117	テブコナゾール					6.9E+2	1.5E+2		839.6
118	ミクロブタニル					1.8E+1			17.6
119	フェンブコナゾール					4.4E+1			44.0
121	p-クロロフェノール								
123	塩化アリル								
124	クミルロン					4.8E+2			480.3
125	クロロベンゼン	3.5E+2						1.3E+3	1,674.5
126	CFC-115							2.0E+3	2,044.7
127	クロロホルム	9.1E+2						6.6E+3	7,474.3
132	コバルト及びその化合物	3.6E+1						3.2E+3	3,285.0
133	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート	1.6E+3						6.9E-1	1,555.6
134	酢酸ビニル							1.4E+3	1,403.5
136	サリチルアルデヒド							1.4E-1	0.1
137	シアナミド					2.3E+1			23.0
138	ジクロシメット					4.2E+1			42.0
139	トラロメリン					1.1E+1	3.4E+1		45.0
140	フェンプロパトリン					7.5E+1	5.4E+1		128.9
141	シモキサニル					1.6E+2			156.0
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩 を除く)	1.4E+2						1.3E+3	1,435.3
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール							4.7E+1	46.7
146	ピリミホスメチル					2.4E+2			235.0
147	チオベンカルブ					1.9E+3			1,948.0
148	カフェンストロール					1.5E+3			1,519.8
150	1,4-ジオキサン	1.5E+2						7.5E+3	7,646.0

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
151	1,3-ジオキソラン								
152	カルタップ					5.4E+3			5,395.3
153	テトラメリン						1.3E+3		1,298.9
154	シクロヘキシルアミン							1.3E+2	125.3
157	1,2-ジクロロエタン	1.9E+2						1.4E+1	205.3
161	CFC-12							4.1E+4	40,554.4
162	プロピザミド					6.2E+2			622.0
164	HCFC-123							6.1E+3	6,144.9
168	イプロジオン					1.6E+2			160.0
169	ジウロン					3.4E+3		1.5E+2	3,535.2
170	テトラコナゾール					1.2E+1			11.8
171	プロピコナゾール					7.1E+1			70.6
172	オキサジクロメホン					7.8E+2			775.7
174	リニューロン					1.0E+3			1,016.2
175	2,4-D					7.4E+3			7,444.6
176	HCFC-141b							9.2E+4	91,593.3
178	1,2-ジクロロプロパン							1.9E+1	19.2
179	D-D					1.9E+5			186,194.0
181	ジクロロベンゼン						2.0E+3	6.4E+5	638,412.5
182	ピラゾキシフェン					1.4E+2			141.0
183	ピラゾレート					7.9E+3			7,916.0
184	ジクロベニル					4.4E+3			4,361.6
185	HCFC-225							4.3E+4	43,402.2
186	塩化メチレン	1.4E+5						6.1E+1	138,994.3
187	ジチアノン					8.8E+2			882.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							1.3E+3	1,330.8
190	ジシクロペンタジエン								
191	イソプロチオラン					5.7E+3			5,696.0
193	エチルチオメトン					4.0E+3			4,026.0
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.5E+2			149.0
196	メチダチオン					1.9E+3			1,908.0
197	マラソン					9.1E+3			9,129.0
198	ジメトエート					1.2E+3			1,236.0
200	ジニトロトルエン								
202	ジビニルベンゼン							8.1E-6	0.0
203	ジフェニルアミン							2.2E+0	2.2
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン							1.3E+2	125.1
206	カルボスルファン					3.4E+2			344.6
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	2.9E+1					4.0E+1	9.5E+1	164.4
209	ジプロモクロロメタン							4.4E+3	4,411.9
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド							1.6E+4	16,492.6
211	ハロン-2402								
212	アセフェート					7.9E+3			7,870.2
213	N,N-ジメチルアセトアミド	6.6E+2						7.7E+2	1,432.0
216	N,N-ジメチルアニリン							9.0E+0	9.0
217	チオシクラム					1.0E+2			100.0
218	ジメチルアミン	1.7E+2						2.1E+1	196.1
221	ベンフラカルブ					3.1E+3			3,053.0
222	フェノチオカルブ								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン = N-オキシ	1.1E+2			4.0E+4			5.4E+2	40,803.4
225	トリクロロホン					7.7E+3	2.1E+1		7,701.2
227	バラコート					3.0E+3			3,040.0
229	チオファネートメチル					4.5E+3			4,478.6
231	o-トリジン								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1.3E+3							1,250.9
233	フェントエート					9.9E+2			986.0

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
234	臭素								
236	アイオキシニル					8.4E+2			840.0
237	水銀及びその化合物	9.0E+0							9.0
239	有機スズ化合物	2.4E+0							2.4
240	スチレン	8.4E+3	4.6E+4	7.8E-1				6.8E+2	55,139.9
242	セレン及びその化合物							5.6E-3	0.0
243	ダイオキシン類							1.9E+3	1,916.4
244	ダゾメット					1.8E+5			179,928.0
245	チオ尿素							1.1E+3	1,077.3
248	ダイアジノン					1.1E+4	1.6E+1		11,320.4
249	クロロピリホス					3.5E+2			349.5
250	イソキサチオン					2.0E+3			2,031.0
251	フェントロチオン					1.4E+4	1.3E+3		15,042.5
252	フェンチオン					3.7E+2	3.5E+2		710.8
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス					1.3E+3			1,258.0
255	デカブロモジフェニルエーテル								
256	デカン酸							1.4E-2	0.0
257	デカノール							6.9E-1	0.7
258	ヘキサメチレンテトラミン							5.7E+2	565.8
259	ジスルフィラム	1.3E+3							1,312.1
260	クロロタロニル					9.3E+3			9,289.3
261	フサライド					3.4E+2			343.0
262	テトラクロロエチレン	1.8E+4						9.8E-1	17,970.8
266	テフルトリン					5.3E+2			532.5
267	チオジカルブ					1.5E+3			1,461.0
268	チウラム	9.9E+2				3.8E+3			4,841.5
270	テレフタル酸								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	2.6E-1				4.7E+2		7.5E+3	7,949.4
273	n-ドデシルアルコール							6.7E+1	66.6
275	ドデシル硫酸ナトリウム	1.3E+3			7.2E+4			2.2E+4	95,680.2
276	テトラエチレンペンタミン								
277	トリエチルアミン	5.9E+1						1.8E+3	1,881.1
278	トリエチレンテトラミン	6.1E+0							6.1
281	トリクロロエチレン	4.5E+4						2.9E+0	45,476.7
282	トリクロロ酢酸	4.8E+0						2.3E+2	234.4
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
285	クロロピクリン					2.9E+5			288,215.5
286	トリクロピル					8.8E+2			883.0
288	CFC-11							5.1E+4	50,571.2
291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)- 1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリ							6.0E+2	599.8
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					4.0E+3			4,004.2
294	2,4,6-トリプロモフェノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	6.3E+4	1.1E+4					8.5E+2	75,410.4
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4.1E+4	6.1E+4	5.5E+3				1.7E+3	108,702.1
298	トリレンジイソシアネート							9.0E-5	0.0
299	トルイジン							1.5E-4	0.0
300	トルエン	5.4E+5	1.0E+6	1.3E+5				5.3E+4	1,761,007.2
301	トルエンジアミン							1.1E+1	10.7
302	ナフタレン	7.0E+1						1.4E+4	14,538.4
305	鉛化合物	1.2E+2		1.1E+3				7.1E+1	1,269.4
308	ニッケル							1.1E+3	1,069.3
309	ニッケル化合物	2.1E+1						5.1E+3	5,127.0
312	o- ニトロアニリン								
318	二硫化炭素							7.8E+1	78.3
319	n-ノニルアルコール								

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
321	バナジウム化合物							2.5E+2	252.4
322	5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド								
323	シメトリン					1.2E+3			1,164.0
325	オキシシン銅					3.6E+3			3,631.0
326	クロフェンチジン								
328	ジラム					1.8E+3			1,824.0
329	ポリカーバメート					4.5E+3			4,540.0
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) = ペルオキシド							2.3E+0	2.3
331	カズサホス					3.3E+2			327.0
332	砒素及びその無機化合物							4.2E-3	0.0
333	ヒドラジン	1.4E+2						1.1E+4	10,693.1
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル							2.1E+1	21.0
336	ヒドロキノ	3.6E+0						4.7E+3	4,708.9
340	ビフェニル							4.1E+0	4.1
341	ビペラジン							1.0E+3	1,034.9
342	ピリジン							6.5E+2	645.2
343	カテコール							7.9E+1	78.8
346	2-フェニルフェノール							5.9E+2	589.5
348	フェニレンジアミン							5.7E+1	57.0
349	フェノール	4.5E+1						6.9E+0	52.1
350	ペルメトリン					3.2E+2	7.6E+2		1,082.8
351	1,3-ブタジエン		7.2E+4					4.2E+3	76,262.1
354	フタル酸ジ-n-ブチル	5.1E+2		1.1E+3				2.9E+2	1,844.0
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1.6E+3		2.6E+1				6.4E+1	1,656.8
357	ブプロフェジン					3.9E+2			390.0
358	テブフェノジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテ								
360	ベノミル					2.4E+3			2,430.0
361	シハロホップブチル					7.1E+2			714.9
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					1.4E+2			136.0
364	フェンピロキシメート					9.1E+1			91.0
366	tert-ブチル = ヒドロペルオキシド								
368	4-tert-ブチルフェノール								
369	プロパルギット					8.7E+1			87.0
370	ピリダベン					8.0E+1			80.0
371	テブフェンピラド					5.0E+1			50.0
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1.7E+3							1,718.4
376	ブタクロール					8.9E+2			887.0
377	フラン								
378	プロピネブ					2.3E+3			2,310.0
379	2-プロピン-1-オール								
381	ブromoジクロロメタン							5.2E+3	5,177.8
382	ハロン-1301							1.9E+2	190.0
383	ブロマシル					2.0E+3			1,980.2
384	1-ブromobロパン							2.5E+2	246.4
385	2-ブromobロパン								
386	臭化メチル								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド	1.5E+2			2.7E+3			7.4E+2	3,607.0
390	ヘキサメチレンジアミン							3.5E-2	0.0
391	ヘキサメチレン = ジイソシアネート								
392	n-ヘキサン	1.4E+5	3.2E+4					1.1E+4	185,642.0
393	ベタナフトール							2.0E+2	195.9
394	ベリリウム及びその化合物								

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	2.4E+1							24.4
398	塩化ベンジル							1.3E+0	1.3
399	ベンズアルデヒド		2.0E+4					2.4E+2	19,789.0
400	ベンゼン	4.5E+3	2.8E+5					1.1E+4	296,755.6
402	メフェナセツト					5.1E+3			5,119.3
403	ベンゾフェノン							3.4E-1	0.3
405	ほう素化合物	3.8E+2					5.7E+1	8.2E+3	8,618.0
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までの もの及びその混合物に限る)	8.3E+3			1.1E+6			5.1E+4	1,129,645.9
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	1.3E+2			8.1E+3			1.8E+3	9,992.8
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	8.3E+2			1.1E+5			5.2E+4	165,789.8
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	1.8E+3			7.5E+3			1.3E+4	21,993.7
411	ホルムアルデヒド	9.0E+3	2.1E+5					2.4E+4	245,600.5
412	マンガン及びその化合物	3.0E-1						3.2E+1	32.8
413	無水フタル酸							2.3E-2	0.0
414	無水マレイン酸							9.3E-1	0.9
415	メタクリル酸	1.4E+1						2.9E+2	308.6
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル								
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル							9.1E-7	0.0
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル								
419	メタクリル酸n-ブチル							5.2E+0	5.2
420	メタクリル酸メチル							6.5E+2	649.0
422	フェリムゾン					4.6E+2			457.0
423	メチルアミン							3.4E-2	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					5.8E+3			5,820.0
427	カルバリル					2.6E+3	7.1E+2		3,276.5
428	フェノブカルブ					3.4E+3	1.0E+3		4,414.1
429	ハロスルフロンメチル					2.2E+2			220.6
430	インドキサカルブ					1.1E+2			105.0
431	アゾキシストロビン					1.3E+3			1,279.5
432	アミトラズ					1.0E+2			100.0
433	カーバム					1.2E+3			1,150.0
434	オキサミル					4.4E+2			440.0
435	ピリミノバックメチル					1.8E+2			176.1
436	α -メチルスチレン								
438	メチルナフタレン	6.3E+3					8.5E+1	9.2E+2	7,345.3
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド							1.6E+1	15.9
442	メプロニル					2.1E+2			209.0
443	メソミル					6.4E+3			6,380.5
444	トリフロキシストロビン					1.8E+1			17.6
445	クレソキシムメチル					4.8E+2			476.8
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	3.0E+3							2,985.8
449	フェンメディファム								
450	ピリブチカルブ					6.6E+2			657.1
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	1.1E+2						7.8E-1	112.2
453	モリブデン及びその化合物	9.3E+1						5.8E+3	5,867.8
455	モルホリン	8.2E+1						8.0E+2	877.2
456	りん化アルミニウム					2.2E+2			220.0
457	ジクロロボス						3.2E+3		3,191.2
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)							1.5E+0	1.5
460	りん酸トリトリル							1.4E-2	0.0

埼玉県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成24年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切 以下 事業所	自動車 等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品 等	農薬	農業用 以外 殺虫剤	その他	
461	りん酸トリフェニル							2.3E+2	232.1
462	りん酸トリ-n-ブチル							1.2E-1	0.1
合 計		1.7E+6	2.7E+6	4.2E+5	1.8E+6	8.9E+5	1.1E+4	2.1E+6	9,660,799.9

注1)243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2)船舶からの排出は含まれていません。